

農薬成分に関する登録検査上の取扱いについて
(昭和48年10月24日付け48農蚕第6359号農林水産省農蚕園芸局長通知)

最終改正 令和3年1月5日付け2消安第4278号

農薬取締法の規定に基づく農薬については、農薬の品質の適正化とその安全かつ適正な使用の確保を図る観点から、農薬の成分、性状、薬効、薬害、毒性及び残留性等に関し厳正な検査を実施しているところである。

今般、さらに農薬の安全性に関する登録検査を推進いたしたいので、農薬の登録（再登録を含む。）申請に際し、当該製剤中に含有される有効成分とその他の成分の種類及び含有量等に関する資料を農薬登録申請に添付して下記の要領により提出願いたい。

記

1. 資料の提出

昭和48年11月20日以降とする。

2. 資料の内容

別記様式とする。

3. 既に他剤の申請において提出されている「成分に関する資料」を新たに登録申請を行う農薬に係る資料として利用することができるものとする。なお、利用する資料を本人以外が提出している場合、既に資料を提出している申請者の了解を得ている旨の証明を添付すること。

別記様式（微生物農薬関係）

農薬成分に関する資料

年 月 日

住所
氏名

〔 法人の場合にあっては、
その名称及び代表者の氏名 〕

登録番号及び農薬の種類

I 原体

1 微生物の名称及び分類学上の位置

- (1) 微生物の名称
- (2) 微生物の分類学上の位置
- (3) 由来
- (4) 分離・同定方法

2 微生物の生物学的性質

- (1) 生育条件
- (2) 宿主城
- (3) 生活史
- (4) 作用機作
- (5) 毒素の存在又は産生及びその性質と同定方法
- (6) 自然界における存在、地理的分布
- (7) ヒト、環境、標的外生物に対する既知及び潜在的有害性に関する考察

3 製造方法

() 製法特許番号 第 号 (特許所有者名)

4 成分組成

区 分	名 称	含有量 (%) 及び / 又は力価若しくは菌体数	
		規格値	通常値又はレンジ
微生物			
原 体 混 在 物	① ② ③		

5 その他

II 製剤

1 成分組成

区分	種 類	名 称	含有量 (%)
有効成分	農薬原体		
補助成分 (その他の成分)			
計			100.0

2 製造方法

(日本産業規格 A 4)